

離婚届記入上の注意

- 届書は日本語で記入してください。届書は永年保存されますので、鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
- 届書に記載した文字等を訂正・加入・削除するときは、ホワイトアウト（修正液、修正テープ）等不能使用できません。訂正前の文字が判別できるよう誤字の上に二重線を引き、その上に印鑑押印（拇印）をして訂正・削除してください。文字を追加する場合にも押印してください。印鑑・拇印（右手親指）は任意です。

<届書左上の届出年月日>

領事窓口に直接提出する場合はその提出日、郵送する場合は届書の記入日になります。

(1) <氏名、生年月日欄>

➤ 夫/妻の氏名

- (a) 日本人（重国籍者を含む。以下同じ）の場合は、戸籍に記載されているとおりに婚姻中の氏名を記入してください。
- (b) 外国人の場合は、日本人配偶者の戸籍の身分事項欄に記載されているとおりの氏名を日本式に氏（Last Name）、名（First Name Middle Name）の順にカタカナで届書に記入してください。名にMiddle Nameがある場合には、First Nameの後に続けてカタカナで記入してください。

英文の離婚判決に記載されている氏名にはMiddle Nameが記入されていなかったり、イニシャル（頭文字）しか書いていない場合がありますが、離婚届書には省略等することなく、正式氏名（フルネーム。日本人夫/妻の戸籍の身分事項欄に書いてあるとおりの氏名）をカタカナで記入してください。
- (c) 漢字には「よみかた」を記入してください。

➤ 生年月日

- (a) 日本人については、戸籍に記載されているとおり「昭和、平成などの元号（げんごう）」で記入します。
- (b) 外国人については西暦で記入します。

<住所欄>

➤ 住所

- (a) 夫/妻それぞれについて、現住所を国名から番地まで記入してください。アパート等の部屋番号がある場合は、「番地/番」の後に記入してください。郵便番号（Zip Code）は、記入しないでください。
- (b) 郡市町村についても各自で確認をした上で、△△郡や〇〇市などと記入してください。

(c) 英語の現住所（通常は、Mailing Address を記入）には表われない County（郡）名を届書の住所欄には記入する必要はありません。（例えば、英語の住所表記にはない Montgomery を日本語でモンゴメリー郡と記入する必要はありません）。

- 《例》
- ・ 2520 Massachusetts Ave., NW, Washington, DC
→ アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントン市北西マサチューセッツ通り 2520 番地
 - ・ 9901 Medical Center Drive, Rockville, MD
→ アメリカ合衆国メリーランド州ロックビル市メディカルセンタードライブ 9901 番地
 - ・ 1701 N. George Mason Dr., Arlington, VA
→ アメリカ合衆国バージニア州アーリントン郡北ジョージメイソン通り 1701 番地

➤ 世帯主（せたいぬし）の氏名

世帯主の氏名を姓、名の順に記入してください（外国人の氏名は、姓、名の順にカタカナで記入）。

（２）＜本籍欄＞

➤ 本籍

戸籍謄本（全部事項証明）に記載されている婚姻中の本籍を記入してください（なお、番地か番のいずれかを○で囲むか、不要な方を二本線で削除してください）。

➤ 筆頭者の氏名

戸籍に記載されている筆頭者の氏名を記入してください。

➤ 夫／妻の国籍

夫／妻のいずれかが外国人の場合は、該当する方に☑（レ印）をし、離婚時の国籍を正式国名で記入してください。

＜父母の氏名、父母との続き柄欄＞

➤ 夫の父/母、妻の父/母

(a) 日本人の場合は、その戸籍に記載のと通りの氏名を記入してください。ただし、父母が未だ婚姻中であれば、母の氏は記入せず、名のみ記入してください。

(b) 外国人の場合は、その氏名を日本式に氏（Last Name）、名（First Name Middle Name）の順にカタカナで記入してください。名に Middle Name がある場合には、First Name の後に続けてカタカナで記入してください。

- (c) 養父/養母がいる場合は、養父/養母の氏名を届書の＜その他欄＞に記入します（後述）ので、ここの父母の氏名欄には、実父母の氏名を記入してください（なお、戸籍の父/母欄が空欄の場合は、届書の該当欄も空欄）。

➤ 続き柄（つつきがら）

それぞれの父母との続き柄（長男・長女、二男・二女など）を記入してください。

（３）＜離婚の種別欄＞

- 米国各州の方式で裁判離婚した場合は、□判決に（レ印）をつけ、判決の確定年月日を元号（平成、令和など）で記入してください。なお、判決の確定年月日については、各州によって異なりますので、確認の上、記入してください。
- 日本人夫妻が日本の方式により協議離婚（証人２人の署名を添えて離婚届を日本の役所に提出することにより効力が生じる離婚の方式）する場合は、□協議離婚に（レ印）をつけてください。夫妻のいずれかが外国人の場合は、在外公館（大使館・総領事館）では、日本の方式による協議離婚の届出を受け付けられません。

（４）＜婚姻前の氏にもどる者の本籍欄＞

- (a) 日本人の場合は、該当する方に（レ印）をしてください。新しい場所に本籍を設けるときは事前に市区町村役場に確認してください。離婚後も引き続き、配偶者の氏を使用する場合は、離婚が成立した日から数えて３ヵ月以内に『離婚の際に称していた氏を称する届』の提出をしてください（『離婚届』と『離婚の際に称していた氏を称する届』を同時に提出する場合は、この欄の記入は不要です）。詳しくは、「離婚の際に称していた氏を称する届」（戸籍法７７条の２の届）のページをご覧ください。
- (b) 外国人と離婚した場合は、親の戸籍に戻ることはできませんので、この欄はすべて空欄としてください。なお、外国人との婚姻により、氏の変更届を提出した場合は、離婚が成立した日から３ヶ月以内であれば、日本の家庭裁判所の許可を得ることなく、『外国人との離婚による氏の変更届』を大使館・総領事館または市区町村役場に提出することにより、その氏を結婚前の氏（旧姓）にもどすことができます。ただし、日本の家庭裁判所の許可を得て結婚後に氏を変更した方は、『外国人との離婚による氏の変更届』により氏をもとにもどすことはできず、家庭裁判所の許可が必要となります。

《例》東京都千代田区霞ヶ関２丁目２番

上記の番地の後に「２号」（本籍にはこのような住居番号は通常含まれません）を付けたり、「２の２」や「２－２」のように略さないで正しく記入する必要があります。

※今までとは別の市区町村に本籍を設定するときは、届書を今までの本籍地役場と新しい本籍地役場の両方に送付するため、届書の提出書類の通数が多くなりますのでご了承ください。

- (c) 離婚届を大使館に提出後、離婚の事実が記載された戸籍が編製されるのに約１～２ヶ月かかります。なお、戸籍に離婚の記載が完了したかどうかや、戸籍謄本等の入手方法については、離婚後の本籍地の市区町村役場（戸籍係）にお問い合わせください。本籍地役場や大使館より、手続完了通知はありません。

(5) <未成年の子の氏名欄>

- 夫婦に未成年（満 20 歳未満）の日本国籍を有する子がある場合は、父母の協議や親権指定の審判または裁判離婚によって、親権に服することとなった子の氏名（戸籍上の姓と名）をそれぞれ記入してください。
- 子の親権についての判決がない場合は、空欄（未記入）のままとしてください。

(6) (7) <同居の期間欄>

事実上の婚姻生活の期間（同居を始めた年月と別居を始めた年月）を記入してください。裁判離婚の場合で、離婚判決（英文）に婚姻生活の期間が記入されているときは、その年月日を記入してください。

(8) <別居する前の住所欄>

- 夫婦が住んでいた住所を日本語（漢字、カタカナ、ひらがな）で日本式に国名から番地まで記入してください。アパート等の部屋番号がある場合は、「番地/番」の後に記入してください。郵便番号（Zip Code）は記入しないでください。
- 郡市町村についても各自で確認をした上で、△△郡や〇〇市などと記入してください。
- 前述の<住所欄>の記入例を参照してください。

(9) <別居する前の世帯のおもな仕事欄>

夫婦が属していた世帯の主な仕事について、該当すると思われる項目に（レ印）をしてください。

(10) <夫妻の職業欄>

国勢調査の実施される年（西暦の末尾が0又は5の年）の4月1日から翌年の3月31日の間に離婚届を提出する場合は記入してください。

<その他欄>

(イ) 米国（各州）の法律により離婚した場合は、「離婚判決確定年月日」と「裁判所名」等を次の例により記入してください。離婚判決（Judgment of Absolute Divorce/Final Decree of Divorce）の確定年月日は、各州によって異なりますので、必ず確認してから記入してください。

《例：ワシントンD Cの方式で離婚した場合》

平成〇〇年△月××日アメリカ合衆国コロンビア特別区上位裁判所にて離婚判決確定、同判決謄本添付

《例：メリーランド州の方式で離婚した場合：巡回裁判所名は、離婚判決抄訳文（和訳文）を参照して記入してください》

平成〇〇年△月××日アメリカ合衆国メリーランド州□□□市/郡巡回裁判所にて離婚判決確定、同判決謄本添付

《例：バージニア州の方式で離婚した場合：巡回裁判所名は、離婚判決抄訳文（和訳文）を参照して記入してください》

平成〇〇年△月××日アメリカ合衆国バージニア州□□□市/郡巡回裁判所にて離婚判決確定、同判決謄本添付

(ロ) 夫または妻に養父/養母がいる場合（実父母との縁を断絶していない普通養子縁組）は、その続き柄および氏名を記入してください（夫/妻の外国人養父母は、カタカナで姓、名の順に記入。日本人夫/妻の養父母については、その人の戸籍に記載されているとおりの続き柄および氏名を記入）。

《例》 夫の養父 外務 省一
妻の養母 ワシントン、メリー バージニア

<届出人署名押印欄>

- 日本人同士の協議離婚の場合（外国の方式で裁判離婚していない日本人同士が、離婚届書を提出することにより法律上の効果が生じる離婚をする場合）は、夫妻双方が届出人となります（夫/妻それぞれの署名が必要です。なお、印鑑・拇印（右手親指）は任意です。
- 署名は戸籍に記載されているとおりに本人が記名してください。なお、印鑑・拇印（右手親指）は任意です。
- 外国人である前配偶者が届書に署名した場合は、日本語を書ける人が、その署名の上部にその外国人の氏名（上記（１）<氏名欄>と同じ氏名）を姓、名の順にカタカナで記入してください。

<TEL/ADDRESS 欄-届出人の連絡先および電話番号>

届出人の米国滞在中の住所（英語表記）、昼間連絡が可能な電話番号、および Email アドレスを記入してください。

<証人欄> （離婚届書の右半分に記入欄があります。）

- 裁判離婚した場合は、証人欄の記入は不要です。
- 日本人同士が協議離婚する場合は、記入が必要です。証人は、親族（両親）でも外国人でも可。外国人が証人となる場合は、日本語で所要事項を記入する必要があるため、署名以外の個所は届出人等が記入しても構いませんが、署名は外国人本人に必ず行ってもらい、その署名上部余白に届出人がその外国人証人の氏名をカタカナで姓、名の順に記入してください。なお、印鑑・拇印（右手親指）は任意です。（外国人の証人は押印不要）。

【その他（ご参考）】

日本人同士が協議離婚する場合で、結婚する前の氏にもどる方が未成年の子の親権者となるとき、離婚届の提出だけでは、その子は夫妻が婚姻しているときの戸籍に残ったままとなり、子の氏は変わりません（子の氏を親権者と同じ氏に変更する（親権者の戸籍に記載する）ためには、日本の家庭裁判所の許可を受けてから、入籍届の提出が必要です）。